

美容医療診療指針 令和元年度厚生労働科学特別研究事業に関して

山下理絵 YAMASHITA Rie

湘南藤沢形成外科クリニックR総院長

1 はじめに

美容医療の根拠に基づく適切かつ標準的医療 (evidence-based medicine ; EBM) のガイドラインは、今までにわが国において作成されたことはなかった。美

容医療の多くは、エビデンスがない。EBMにおいては臨床経験ではなく論文が重視されるが、エビデンスのある論文を作成することは非常に難しい。筆者もボツリヌス毒素、多血小板血漿などの臨床研究論文を提出したことがあるが、最終的には「今までどこでもやっていないので」と却下された経験がある。2018年から臨床研究は、実地計画、研究計画などの書類を作成し、認定臨床研究審査委員会の審査を受ける必要があり、ますますハードルが上がった。

さて、そのような状況のなかで、今回、美容医療を安全に行うための診療指針を、美容医療にかかわる5学会、日本美容外科学会(JSAPS) (日本形成外科学会〔JSPRS〕)、日本美容皮膚科学会(JSAD) (日本皮膚科学会〔JDA〕)、日本美容外科学会(JSAS)、公益社団法人日本美容医療協会(JAAM)が、合同で作成した(図1)¹⁾。

今回、非手術療法の診療指針を作成、顔面若返り治療に関して6項目、乳房増大術2項目、計8項目について、基礎知識の解説およびclinical question (CQ)を設定、文献検索を行い現状の推奨度を区分けし、さらにエビデンスレベルの文献数を記載した。推奨度とエビデンスレベルについては図2、3のとおりである。

今回、筆者も作成委員としてかかわった、第1章のポイントを一部供覧する(図4)。その他の章については、美容皮膚科にも有益な情報であるため、2020年に発行された『日本美容外科学会会報』Vol.42特別号(全日本病院出版会)を一読しておくとい。

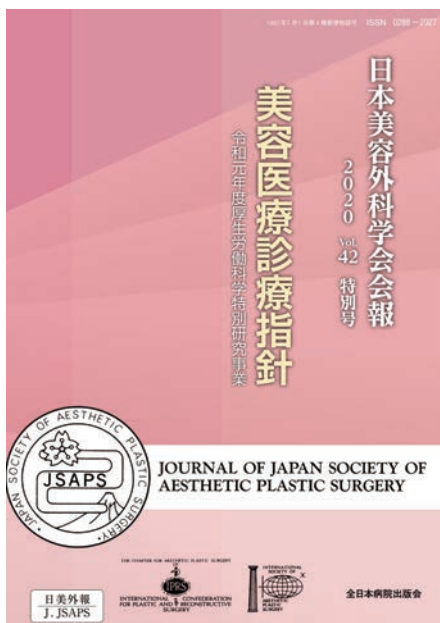


図1 美容医療診療指針